

令和7年度

北海道三笠高等学校  
入学者選抜の手引

三笠市教育委員会

令和6年11月

## 目 次

### 令和7年度北海道三笠高等学校

一般入学者選抜実施要項	1
-------------	---

### 令和7年度北海道三笠高等学校

推薦入学者選抜実施要項	7
-------------	---

### 令和7年度北海道三笠高等学校

地域指定校推薦入学者選抜実施要項	11
------------------	----

### <資料>

#### 令和7年度北海道三笠高等学校入学者選抜に

おける学校裁量についての実施予定	19
------------------	----

#### 令和7年度北海道三笠高等学校推薦入学者選抜に

おける「推薦の要件（志望してほしい生徒像）」	19
------------------------	----

三笠市立高等学校通学区域規則	20
----------------	----

# 令和7年度北海道三笠高等学校一般入学者選抜実施要項

(令和6年11月 教育長決定)

この要項（以下「三笠一般要項」という。）は、令和7年度の北海道三笠高等学校の入学者の選抜（推薦による入学者を除く）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 募集人員

食物調理科調理師コース 20名      食物調理科製菓コース 20名

## 2 出願資格

令和7年度道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「道立一般要項」という。）の「2 出願資格」に準じる。

### 【留意事項】

北海道三笠高等学校推薦入学者選抜実施要項、北海道三笠高等学校地域指定校推薦入学者選抜実施要項、道立一般要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

## 3 出願できる学科（コース）

北海道三笠高等学校食物調理科については調理師コース及び製菓コースがあり、出願するコース以外のコースを第2志望とすることができる。なお、入学者は、コース別に選抜を行うものとする。

## 4 出願の受付

道立一般要項の「5 出願の受付」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「5 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

## 5 出願の手続

### (1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、北海道三笠高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に提出すること。ただし、令和7年（2025年）3月31日に満18歳以上の者（平成19年（2007年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～ウの書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接高等学校長に提出すること。

## ア 入学願書

道立一般要項の「6 出願の手続」の「(1)出願者の手続」「ア 入学願書（ウェブ申請用）」に準じる。ただし、入学検定料に関しては該当しない。

### 【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続」の【留意事項】に準じる。  
ただし、(1)のアの【留意事項】2の(2)の第3志望については該当しない。

## イ 入学検定料

三笠市立高等学校入学料等条例（平成22年9月30日条例第23号）に定める金額（2,200円）を郵便為替（定額小為替）により入学願書に添えて提出すること。

その際、受取人指定欄には何も記入しないこと。

## ウ 写真台紙及び受検票

道立一般要項の「6 出願の手続」の「(1)出願者の手続」「イ 写真台紙（ウェブ出願用）（別記様式1）」に準じる。

## (2) 中学校長の手続

道立一般要項の「6 出願の手続」の「(2)中学校長の手続」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続」の「(2)中学校長の手続」の【留意事項】に準じる。ただし、アの留意事項の1については該当しない。

## (3) 高等学校長の手続

道立一般要項の「6 出願の手続」の「(3)高等学校長の手続」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続」の「(3)高等学校長の手続」の【留意事項】に準じる。

## 6 出願状況の発表

道立一般要項の「7 出願状況の発表」に準じる。

## 7 出願変更

道立一般要項の「8 出願変更」に準じる。なお、北海道三笠高等学校食物調理科の調理師コース及び製菓コースに出願した場合のコースの変更は、コースの第1志望及び第2志望については、1回出願を変更することができる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「8 出願変更」の【留意事項】に準じる。

## 8 学力検査

道立一般要項の「9 学力検査」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「9 学力検査」の【留意事項】に準じる。  
ただし、(5)の下の留意事項の2の(4)における「所轄の教育局長及び  
学校教育局学力向上推進課長」を「三笠市教育委員会教育長、北海道教  
育庁空知教育局長及び学校教育局学力向上推進課長」とする。

## 9 面接等

道立一般要項の「10 面接等」に準じる。

【留意事項】  
道立一般要項の「10 面接等」の【留意事項】に準じる。

## 10 学力検査及び面接等の会場

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」に準じる。

【留意事項】  
道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」の【留意事項】に準  
じる。

## 11 委託受検

道立一般要項の「12 委託受検」に準じる。

【留意事項】  
道立一般要項の「12 委託受検」の【留意事項】に準じる。

## 12 追検査

道立一般要項の「13 追検査」に準じる。

【留意事項】  
道立一般要項の「13 追検査」の【留意事項】に準じる。

## 13 入学者の選抜

道立一般要項の「14 入学者の選抜」に準じる。

【留意事項】  
道立一般要項の「14 入学者の選抜」の【留意事項】に準じる。

## 14 合格発表

道立一般要項の「15 合格発表」に準じる。

【留意事項】  
道立一般要項の「15 合格発表」の【留意事項】に準じる。

## 15 合格者の追加

道立一般要項の「16 合格者の追加」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「16 合格者の追加」の【留意事項】に準じる。

## 16 第 2 次 募 集

道立一般要項の「17 第 2 次募集」に準じる。

ただし、(6)における入学願書及び入学検定料については、三笠一般要項の「5 出願の手続」に定めるものとする。

**【留意事項】**

道立一般要項の「17 第 2 次募集」の【留意事項】に準じる。

## 17 道外からの出願者の手続

道立一般要項の「18 道外からの出願者の手続」に準じる。

## 18 学力検査の得点の情報提供

道立一般要項の「19 学力検査の得点の情報提供」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「19 学力検査の得点の情報提供」の【留意事項】に準じる。

## 19 三笠市教育委員会及び北海道教育委員会への報告

道立一般要項の「20 北海道教育委員会への報告」に準じる。

ただし、「教育局」を「三笠市教育委員会学校教育課及び教育局」に読み替えるものとする。

## 20 そ の 他

道立一般要項の「21 その他」に準じる。

ただし、「学校教育局学力向上推進課長」は「三笠市教育委員会学校教育課長及び学校教育局学力向上推進課長」に読み替えるものとする。

**【留意事項】**

道立一般要項の「21 その他」の【留意事項】に準じる。

参考 北海道立高等学校学則別記第3号様式

※受検番号		( )							
<b>収入証紙の貼り付けは不要です</b>		※道立高等学校への出願者のみ、収入証紙を貼り付けること。市町村立高等学校に出願する場合は、各学校の指示に従い、入学検定料を納付してください。							
<h2 style="margin: 0;">入 学 願 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">出 願 者 署 名</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">保 護 者 等 署 名</p> <p style="margin: 10px 0;">貴校に入学したいので、許可してください。</p>									
出願 課程		出願 学科	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">第1志望</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">第2志望</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">第3志望</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第1志望	第2志望	第3志望			
第1志望	第2志望	第3志望							
出 願 者	ふりがな 氏 名	生	ふりがな 氏 名						
	現 住 所		現 住 所						
	出身(在籍) 中 学 校		電話 番						
	中学校卒業 (卒業見込) 年 月 日		出 願 者 との関係						
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無									
全日制の課程の 普通教育を主と する学科へ就学 するときの区分									
備 考									
記入上の注意 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄については、自署とすること。									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注1 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

注2 空欄の箇所については、画面上で該当する項目を選択・入力すると印字される。

別記様式 1 (日本産業規格 A 4 縦型)

写 真 台 紙

※受検番号 ( )

ふりがな 出願者氏名	
出身(在籍)中学校	
出願する 高等学校	(※ 高等学校)
出願課程	
出願学科	(※ 科)

写真を貼る位置

(写真は縦7センチメートル、横5センチメートル、出願前6か月以内に上半身を正面から撮影したもの)

- (注) 1 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

令和7年度(2025年度)受検票

※受検番号 ( )

学力検査実施校における検査時間等

出願者氏名	
出身(在籍)中学校	
出願する高等学校	(※ 高等学校)
出願課程	
出願学科	(※ 科)

検査時間	3月4日(火)	受検場入室 8:40まで
		第1部 国語 9:20~10:15
		第2部 数学 10:35~11:30
		第3部 社会 11:50~12:45
		第4部 理科 13:35~14:30
		第5部 英語 14:50~15:45
持参品	ア 受検票	
	イ 鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム、定規(分度器の付いていないもの)、コンパス及び鉛筆削り	
	ウ 上履き及び昼食	

なお、計算機(時計型、ペンシル型を含む。)、携帯電話(スマートフォンを含む。)、辞書機能付時計、ウェアラブル端末(スマートウォッチを含む。)等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

- (注) 1 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

(注) 学力検査を実施しない選抜を行う場合については、別途連絡する。

入 学 検 定 料 領 収 書

様

受検番号 ( )

北海道三笠高等学校入学検定料として、金 円を徴収しました。

年 月 日 三笠市出納員

北海道三笠高等学校事務長



# 令和7年度北海道三笠高等学校推薦入学者選抜実施要項

(令和6年11月 教育長決定)

この要項（以下「三笠推薦要項」という。）は、令和7年度の北海道三笠高等学校の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 出願資格

令和7年度道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「道立推薦要項」という。）の「3 出願資格」の(1)に準じる。

なお、出願できる者の範囲は、三笠市立高等学校通学区域規則（平成24年三笠市教委規則第7号）第2条による者とする。（道内全域の就学希望者）

### 【留意事項】

- 1 北海道三笠高等学校一般入学者選抜実施要項、北海道三笠高等学校地域指定校推薦入学者選抜実施要項、道立高等学校一般入学者選抜実施要項、道立推薦要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 令和7年（2025年）3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者は、出願することができる。

## 2 推薦による入学者の範囲

地域指定校推薦枠を含め、募集人員の60%程度の数とする。ただし、地域指定校推薦枠については北海道三笠高等学校地域指定校推薦入学者選抜実施要項によるものとする。

## 3 出願の受付

道立推薦要項の「4 出願の受付」に準じる。

### 【留意事項】

道立推薦要項の「4 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

## 4 出願の手続

### (1) 出願できる学科

全日制課程 食物調理科 調理師コース又は製菓コースとする。

なお、第2志望を志望することはできない。

### (2) 出願書類の提出及び受付

#### ア 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、北海道三笠高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に提出すること。

**【留意事項】**

成人の出願資格がわかる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、高等学校長が出願資格があると判明できるものであること。

(ア) 入学願書

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2)出願書類の提出及び受付」「ア 出願者の手続」「(ア)入学願書（ウェブ申請用）」に準じる。ただし、入学検定料に関しては該当しない。

**【留意事項】**

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2) 出願書類の提出及び受付」の「ア」の「(ア)」の【留意事項】に準じる。

ただし、「学校教育局学力向上推進課において作成する」を「三笠市教育委員会において作成する」とする。

なお、「出願学科」では、志望するコース名を選択すること。また、「第2志望」「第3志望」は「－（第2志望なし）」「－（第3志望なし）」を選択すること。

(イ) 入学検定料

三笠市立高等学校入学科等条例（平成22年9月30日条例第23号）に定める金額（2,200円）を郵便為替（定額小為替）により入学願書に添えて提出すること。その際、受取人指定欄には何も記入しないこと。

(ウ) 写真台紙及び受検票

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2)出願書類の提出及び受付」「ア 出願者の手続」「(イ)写真台紙（ウェブ出願用）」及び「(ウ)受験票（ウェブ申請用）」に準じる。

(エ) 自己推薦書（全日制課程受検者用）（道立推薦要項の別記様式1による。）

**【留意事項】**

(エ)の用紙は、出願者本人が学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。

イ 中学校長の手続

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2)出願書類の提出及び受付」の「イ」に準じる。

**【留意事項】**

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2) 出願書類の提出及び受付」の「イ」の【留意事項】に準じる。ただし、留意事項の3については該当しない。

ウ 高等学校長の手続

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2)出願書類の提出及び受付」の「ウ」に準じる。

**【留意事項】**

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2) 出願書類の提出及び受付」の「ウ」の【留意事項】に準じる。

## 5 出願状況の発表

道立推薦要項の「6 出願状況の発表」に準じる。

## 6 出願変更

推薦入学においては、出願変更は認めない。

## 7 面接等

道立推薦要項の「8 面接等」に準じる。

### 【留意事項】

道立推薦要項の「8 面接等」の【留意事項】に準じる。ただし、「学校教育局学力向上推進課長と協議する」を「三笠市教育委員会学校教育課長及び学校教育局学力向上推進課長と協議する」とする。

## 8 選抜の方法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

- (1) 出願者から提出された自己推薦書
- (2) 中学校長から提出された個人調査書
- (3) 面接の結果

## 9 合格内定者の通知及び入学の確約

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」に準じる。

### 【留意事項】

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」の【留意事項】に準じる。

## 10 合格内定者数の発表

道立推薦要項の「11 合格内定者数の発表」に準じる。

## 11 再出願

道立推薦要項の「12 再出願」に準じる。

### 【留意事項】

道立推薦要項の「12 再出願」の【留意事項】に準じる。また、再出願する場合は、再出願願（道立推薦要項別記様式 9）及び再出願通知書（道立推薦要項別記様式 11）の学科の欄に、（ ）書きでコース名も記入すること。

## 12 合格発表

道立推薦要項の「13 合格発表」に準じる。

**【留意事項】**

道立推薦要項の「13 合格発表」の【留意事項】に準じる。

## 13 三笠市教育委員会及び北海道教育委員会への報告

道立推薦要項の「14 北海道教育委員会への報告」に準じる。ただし、「教育局」を「三笠市教育委員会学校教育課及び教育局」に読み替えるものとする。

## 14 その他

道立推薦要項の「15 その他」に準じる。

ただし、「学校教育局学力向上推進課長」は「三笠市教育委員会学校教育課長及び学校教育局学力向上推進課長」に読み替えるものとする。

**【留意事項】**

道立推薦要項の「15 その他」の【留意事項】に準じる。

# 令和7年度北海道三笠高等学校地域指定校推薦入学者選抜実施要項

(令和6年11月 教育長決定)

この要項（以下「地域指定校推薦要項」という。）は、市内生徒の入学を促進することにより、将来の地域振興につながる市内出身者の人材確保を目的に実施する令和7年度の北海道三笠高等学校の地域指定校推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 出願資格

次の各号に該当する者とする。

- (1) 地域指定校（三笠市立三笠中学校、三笠市立萱野中学校）を令和7年3月卒業見込みで、本校を第1志望とし、出願学科、コースへの入学を確約できる者
- (2) 三笠市で2年以上の居住実績がある者
- (3) 中学校からの推薦を受けた者
- (4) 学業において優秀な成績を収める者
- (5) 中学校時に顕著な活動歴や実績が認められる者

### 【留意事項】

北海道三笠高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「三笠一般要項」という。）、北海道三笠高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「三笠推薦要項」という。）、道立高等学校一般入学者選抜実施要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「道立推薦要項」という。）、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

## 2 地域指定校

対象となる地域指定校は、三笠市立三笠中学校及び三笠市立萱野中学校とする。

## 3 地域指定校推薦による入学者の範囲

地域指定校から出願できる人数は、調理師コース・製菓コースの各コースにおいて、募集人員の5%程度の数とする。

## 4 地域指定校からの出願可能人数

調理師コース1名、製菓コース1名とする。

## 5 出願の受付

道立推薦要項の「4 出願の受付」に準じる。

### 【留意事項】

道立推薦要項の「4 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

## 6 出願の手続

### (1) 出願できる学科

全日制課程 食物調理科 調理師コース又は製菓コースとする。

なお、第2志望を志望することはできない。

### (2) 出願書類の提出及び受付

#### ア 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学している中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、北海道三笠高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に提出すること。

#### (ア) 入学願書

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2)出願書類の提出及び受付」「ア 出願者の手続」「(ア)入学願書（ウェブ申請用）」に準じる。ただし、入学検定料に関しては該当しない。

### 【留意事項】

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2) 出願書類の提出及び受付」の「ア」の「(ア)」の【留意事項】に準じる。

ただし、「学校教育局学力向上推進課において作成する」を「三笠市教育委員会において作成する」とする。

なお、「出願学科」では、志望するコース名を選択すること。また、「第2志望」「第3志望」は「－（第2志望なし）」「－（第3志望なし）」を選択すること。

#### (イ) 入学検定料

三笠市立高等学校入学料等条例（平成22年9月30日条例第23号）に定める金額（2,200円）を郵便為替（定額小為替）により入学願書に添えて提出すること。その際、受取人指定欄には何も記入しないこと。

#### (ウ) 写真台紙及び受験票

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2)出願書類の提出及び受付」「ア 出願者の手続」「(イ)写真台紙（ウェブ出願用）」及び「(ウ)受験票（ウェブ申請用）」に準じる。

#### (エ) 自己推薦書（地域指定校推薦要項の別記様式1による。）

### 【留意事項】

(エ)の用紙は、出願者本人が北海道三笠高等学校のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。

#### イ 中学校長の手続

中学校長は、次の書類を高等学校長に提出すること。

#### (ア) 活動歴申告書（地域指定校推薦要項の別記様式2による。）

#### (イ) 地域指定校推薦入学出願者一覧表（地域指定校推薦要項の別記様式3による。）

### 【留意事項】

入学願書、写真台紙及び受検票、自己推薦書、活動歴申告書、地域指定校推薦入学者一覧表は、出願時に一括して提出すること。  
なお、活動歴申告書及び地域指定校推薦入学出願者一覧表の用紙は、北海道三笠高等学校ウェブページから様式をダウンロードした上で、中学校において作成すること。

- (ウ) 個人調査書（令和7年（2025年）2月4日（火）正午までに提出すること。）  
ウ 高等学校長の手続  
道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2) 出願書類の提出及び受付」のウに準じる。

**【留意事項】**  
道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2) 出願書類の提出及び受付」のウの**【留意事項】**に準じる。

## 7 出願状況の発表

道立推薦要項の「6 出願状況の発表」に準じる。

## 8 出願変更

地域指定校推薦入学においては、出願変更は認めない。

## 9 面接等

道立推薦要項の「8 面接等」に準じる。

**【留意事項】**  
道立推薦要項の「8 面接等」の**【留意事項】**に準じる。ただし、「学校教育局学力向上推進課長と協議する」を「三笠市教育委員会学校教育課長及び学校教育局学力向上推進課長と協議する」とする。

## 10 選抜の方法

高等学校長は「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること

- (1) 出願者から提出された自己推薦書
- (2) 中学校長から提出された個人調査書
- (3) 活動歴申告書
- (4) 面接の結果

## 11 合格内定者の通知及び入学の確約

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」に準じる。

**【留意事項】**  
道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」の**【留意事項】**に準じる。

## 12 合格内定者数の発表

道立推薦要項の「11 合格内定者数の発表」に準じる。

## 13 再出願

道立推薦要項の「12 再出願」に準じる。

### 【留意事項】

道立推薦要項の「12 再出願」の【留意事項】に準じる。ただし、入学検定料の取扱いについては、三笠一般要項の「5 出願の手続き」(1)のイ入学検定料に準じる。また、再出願する場合は、再出願願（道立推薦要項別記様式9）及び再出願通知書（道立推薦要項別記様式11）の学科の欄に、（ ）書きでコース名も記入すること。

## 14 合格発表

道立推薦要項の「13 合格発表」に準じる。

### 【留意事項】

道立推薦要項の「13 合格発表」の【留意事項】に準じる。

## 15 三笠市教育委員会及び北海道教育委員会への報告

道立推薦要項の「14 北海道教育委員会への報告」に準じる。

ただし、「教育局」を「三笠市教育委員会学校教育課及び教育局」に読み替えるものとする。

## 16 その他

道立推薦要項の「15 その他」に準じる。

ただし、「学校教育局学力向上推進課長」は「三笠市教育委員会学校教育課長及び学校教育局学力向上推進課長」に読み替えるものとする。

### 【留意事項】

道立推薦要項の「15 その他」の【留意事項】に準じる。



※受検番号	
-------	--

## 自己推薦書（地域指定校受検者用）

令和 年 月 日

北海道三笠高等学校長 様

在籍中学校名

出願者署名

私は、貴校の全日制の課程の食物調理科へ、次の理由により自己推薦します。

1 入学を志望する理由や抱負について

（この学校に入学したい理由や入学してから自分がしたいと思うことなどについて、この学校のスクール・ポリシーを踏まえて記入してください。）

--

2 中学校の各教科（選択教科を含む。）や総合的な学習の時間における学習について

（中学校で学習したことについて、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。）

--

3 中学校在学中における学校内外の諸活動について

(中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、取得した資格や検定結果、その他の活動等を通して学んだこと、自分が特にアピールしたいことなどを具体的に記入してください。)

4 自分の将来像について

(この学校を卒業後、どのような将来像を抱いているのか、地元三笠市の地域振興にどのように貢献するのかなど、自分の将来像について具体的に記入してください。)

(注) 1 出願者が記入、作成してください。

2 様式は日本産業規格A4縦型で、長辺を綴じられるように両面印刷(左開き)をして作成してください。なお、「出願者署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいですが、欄の大きさ等を変更しないでください。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントを基本としますが、大きさについては出願者の任意とします。

3 ※印の欄は記入しないでください。

## 活動歴申告書

中学校名

校長名

1 中学校での活動について ※可能な限り正式名称を記述すること

年	月	部活動・生徒会活動・その他課外活動

2 資格・各種検定 ※これまでに取得したもののうち、上位級のみ記述すること

年	月	取得した資格・検定の名称

- (注) 1 パソコンにより入力し、印刷してもよいですが、文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントを基本とします。
- 2 記入欄が足りない場合は、行を増やしてもよいです。行が増え、複数枚になった場合は、日本産業規格A4縦型で、長辺を綴じられるように両面印刷(左開き)をして作成してください。

### 地域指定校推薦入学出願者一覧表

中学校名

校長名

番号	出願コース	出願者氏名	備考

令和7年度北海道三笠高等学校入学者選抜における学校裁量についての実施予定

学 区	学 校 名	(学 科 名)	推 薦 入 試											一 般 入 試										
			入 学 枠 ( % 程 度 )	面 接		面 接 以 外 に 実 施 す る 項 目				個 人 調 査 書 の 項 目 の 中 の 選 抜 に 当 た っ て 評 価 の 対 象 と す る 項 目					学 力 検 査 等 の 実 施			複 数 尺 度 に よ る 選 抜 で 重 視 す る 項 目						
				個 人	集 団	英 語 の 聞 き 取 り テ ス ト	英 語 に よ る 問 答	実 技	作 文	学 習 の 記 録	総 合 的 な 学 習 の 時 間	特 別 活 動	総 合 所 見 等				学 力 検 査	実 技	面 接		学 力 検 査 の 成 績 を 重 視	個 人 調 査 書 を 重 視		
													奉 仕 活 動	ス ポー ツ 活 動 ・ 文 化 活 動	資 格 ・ 検 定 試 験 等	そ の 他			個 人	集 団		個 人	評 定 : 学 力	個 人 調 査 書
道内 全域	三 笠	食 物 調 理 (調 理 師)	60	○						○	○	○	○	○	○	○	○	8:2	8:2	○	○	面 接		
		食 物 調 理 (製 菓)	60	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	8:2	8:2	○	○	面 接	

※入学枠には、地域指定校推薦の入学枠を含む。

令和7年度北海道三笠高等学校推薦入学者選抜における  
入学者の受入れに関する方針等

学区	学校名	学科名 (コース名)	入学枠(%程度)	入学者の受入れに関する方針
道内 全域	三 笠	食物調理 (調理師)	60% (そのうち、三笠市内に在籍する中学生の枠5%)	【次のうちの全てに該当する生徒】 ア 将来は、調理師や製菓衛生師をはじめとする「食のプロフェッショナル」となる職業に就く目標を、自らの意志により明確に抱いている生徒 イ 中学校までの基礎学力があり、本校入学後も自らの意志で粘り強く学び、未知のことも前向きにチャレンジできる生徒 ウ 自らを律しながら尊重するとともに、他者も尊重し、優しさや思いやりの言動を示すことができる生徒
		食物調理 (製菓)	60% (そのうち、三笠市内に在籍する中学生の枠5%)	【次のうちの全てに該当する生徒】 ア 将来は、調理師や製菓衛生師をはじめとする「食のプロフェッショナル」となる職業に就く目標を、自らの意志により明確に抱いている生徒 イ 中学校までの基礎学力があり、本校入学後も自らの意志で粘り強く学び、未知のことも前向きにチャレンジできる生徒 ウ 自らを律しながら尊重するとともに、他者も尊重し、優しさや思いやりの言動を示すことができる生徒

# 三笠市立高等学校通学区域規則

(平成 24 年 3 月 30 日教委規則第 7 号)

改正 平成 26 年 3 月 28 日教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三笠市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定める。

(通学区域)

第 2 条 高等学校の就学に係る通学区域は、北海道内全域とする。

(入学後に変更があった場合の特例)

第 3 条 高等学校の入学を許可された者は、その保護者が入学後に第 2 条に規定する通学区域以外の地域に住所を変更した場合であっても、前条の規定にかかわらず、なお市立高等学校の通学区域内にその住所を有する者とみなす。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。